

対馬西浜の盆踊りと年齢階梯制（1）

末 成 道 男

Bon Festival Dance and Age Grade System of a Fishing Village of Tsushima Island

This paper takes up the organization of the Bon festival dance of Tsushima as its subject. The focus is on it that the organization has also the nature of age-grade system. The participation and the hard training function as the initiation process through which a boy becomes a full-fledged member of the community. The traditional village organization is also based on the age grade principle. So, the Bon festival dance of this village does not remain as a mere strange old custom, but has an important role in the village life. Its analysis will provide an example of Japanese social organization based on age principle.

The first chapter describes the background: the population of the village, local groups, the social distinction between the *ie* of full membership and that with secondary rights and duties, traditional factional groups, provision for subsistence, the strong tendency to village endogamy, temple and shrine, and yearly rituals.

The second chapter is a description of the Bon festival dance. The team is composed of a leader and twelve dancers who have their own positions according to their age and talent. Some boys take the élite course to become leaders, while others become overseers. So, the peculiarity of this age grade system lies in the variations of roles and periods among individual members.

本論文は、長崎県下県郡岐原町西浜において、1980年8月、11月および1981年3月に延べ30日間滞在した際の調査資料に基づき¹⁾、同地に伝わる盆踊りの組が、年齢階梯制の一組織として村落構造と深いかかわりをもっていることを明らかにしようとするものである。そのため記述・分析は主に社会的側面に限られ、芸能としての側面あるいは他地域の盆踊りとの全体的比較・位置づけ等は本論では扱わない。また、台湾原住民の年齢階梯制との比較は、筆者の直接見聞した資料に基づきその構造的異同を明確にするため、文化的系統ないし発展段階について論ずるものではない。なお、地元の人々の意向を尊重し²⁾、村落名³⁾ および文中の現存人名は仮名ないし記号で表わした。

I 背景

集 落

西浜の人口は246人50戸⁴⁾で、北西に面した港に注ぐ西川によって、ヒナタとカゲに2分されている。ヒナタ28戸は、西川右岸の沖積平地上に集まっており、カゲの22戸は、寺や神社のある丘のふもとにほぼ一線上に連なっている。集落の東南および東に水田が広がっている。これは元寇の役に小茂田浜で99人斬りの戦功をたてた地侍斎藤資定の子孫斎藤半兵衛が、寛永年間に普請奉行として山を削り入江を埋めたと開田したものと伝えられている⁵⁾。当時の堤防に植えた松並木や汐止めの二重の埤門が残っていることや水田の底からアサリが出てくることなどが、この伝承を裏づけている。

住家は瓦ぶきで⁶⁾、20坪余りの母屋に隠居小屋・厩・倉庫・便所などが軒を接して建てられ、干し場にもなるニワの無い家も少なくない。隣家とも近接しているものが多く⁷⁾、火災に際し類焼の危険が大きい。それで火

図1 西浜集落全景

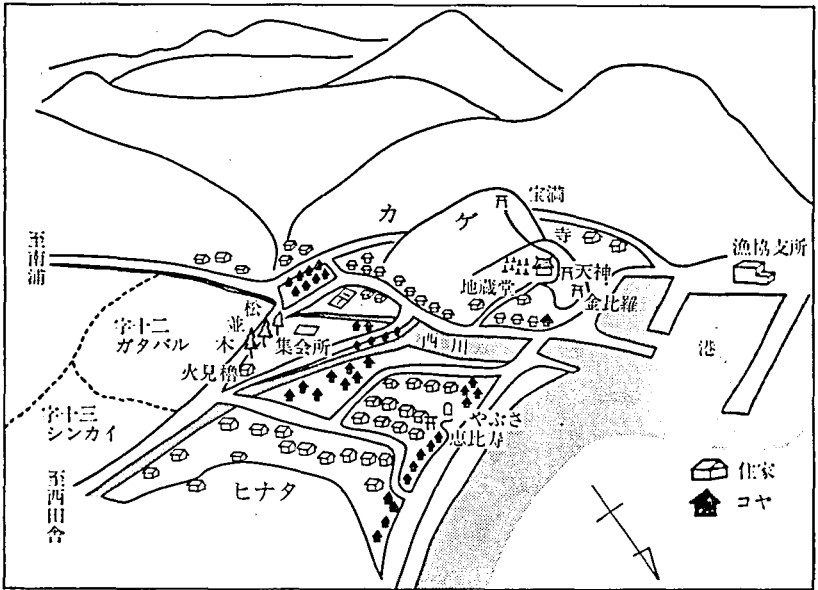


写真1 西浜集落全景

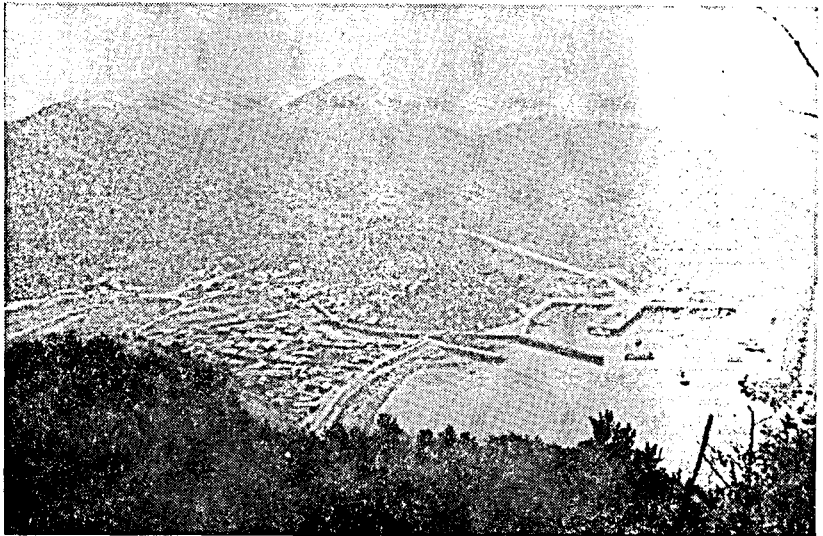
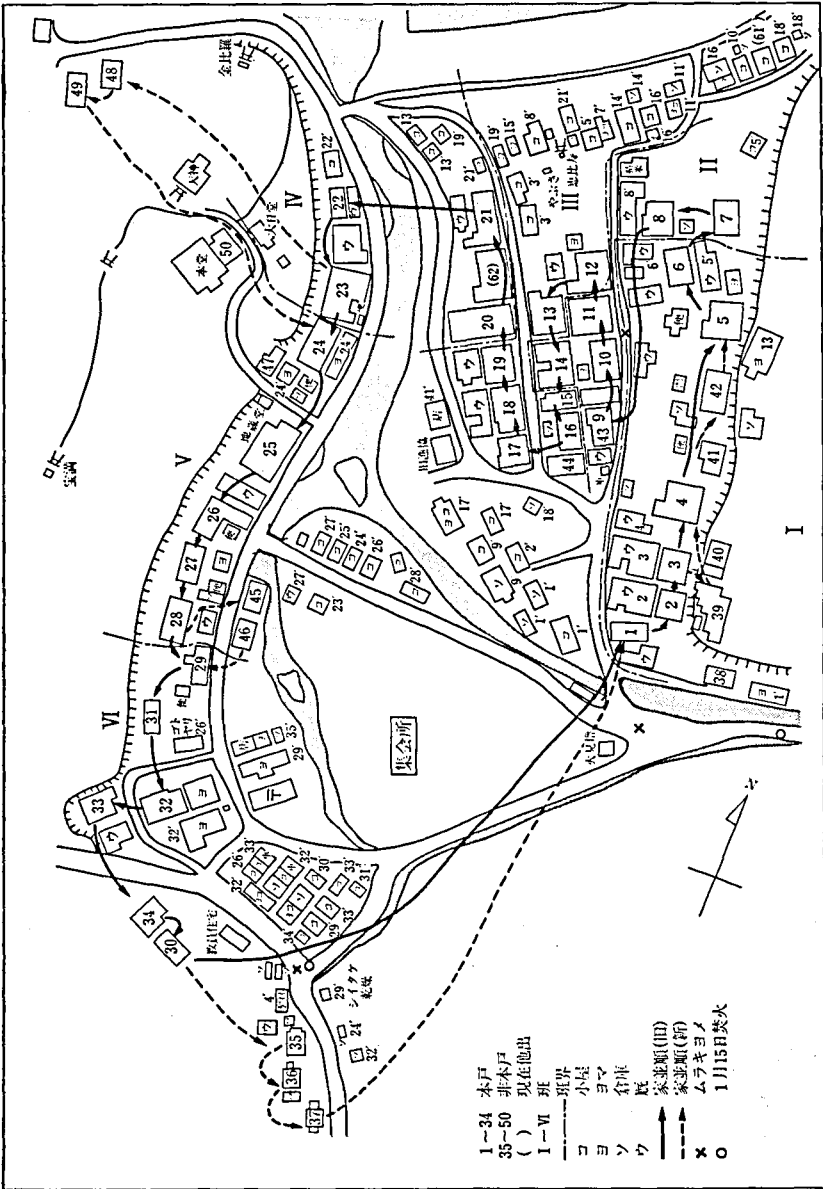


図2 西浜集落



事に備え、蔵の役を果たすコヤが、古くから火切りの場として、住家の集落から少し離れたところに群落をなし建てられている。コヤといっても屋根は長さ1 m余りのスレート石でふいてあり、本体も防湿・防鼠・採光（防火のため照明用の灯火を用いない）などを考慮に入れ、木の柱と板で入念に作られた本格的な建造物である⁸⁾。そのため集落を見下ろすと戸数の倍以上の家屋が並んでいる（写真1参照）。最近になって、これら重厚な伝統的建造物に混って、トタンぶき屋根に壁をブロックやプラスチック波板でつくった倉庫や車庫が建てられ始めた。

班、家並み順

西浜の50戸は、図2のように行政上6班に分かれている⁹⁾。そして回覧や伝統的な役をまわす「家並み順」が定められている。この順番には、新旧2種あり、前者は非本戸10戸を含み、主に回覧やその他の行政に関係のある伝達などに利用されている。後者は、本戸34戸のみを回るもので、数年前まではヒバン札の巡回¹⁰⁾、寺肝煎り¹¹⁾、講頭¹²⁾の割当て、二十三夜講¹³⁾の宿、盆踊りや村芝居の宿¹⁴⁾など伝統的行事はすべてこの順番によっていた。

本戸・非本戸

このように西浜では最近まで、本戸・非本戸の区別が厳密で、権利・義務に顕著な差があった。たとえば、上記の役割のほか、海藻や薪の採取、ムラの集会への出席・発言、ムラの経費の分担、クヤク（公役：道路整備、寺社修理などムラの共同労働）への出役、おこもり・盆踊りを含む祭礼への参加などは本戸のみに認められていた。本戸は、一子（通常長男）のみによって継承される。

したがって、あとつぎでない子女が、婚出や他出をせずムラに留って生活する場合、ベッタク（別宅）として非本戸の扱いを受ける。また、表2の〔43〕、〔44〕の世帯主のような出戻りの女性も、このムラで独自の世帯を

構えている限り、ベッタクの範疇に含まれる。非本戸には、このほか狭義のキリュウ(寄留)¹⁵⁾という範疇がある。これは元来このムラと関係のなかった者が、仕事の必要から、あるいは妻の実家を頼ってムラに住みつくようになった場合をさす。表2に示されるように狭義のキリュウがみな2代以下であることは、キリュウとしての定着が、かつては困難であったことを示している¹⁶⁾。ベッタクでさえ10例中7例が本人の代で、父の代から住みついているのは3例にすぎない。

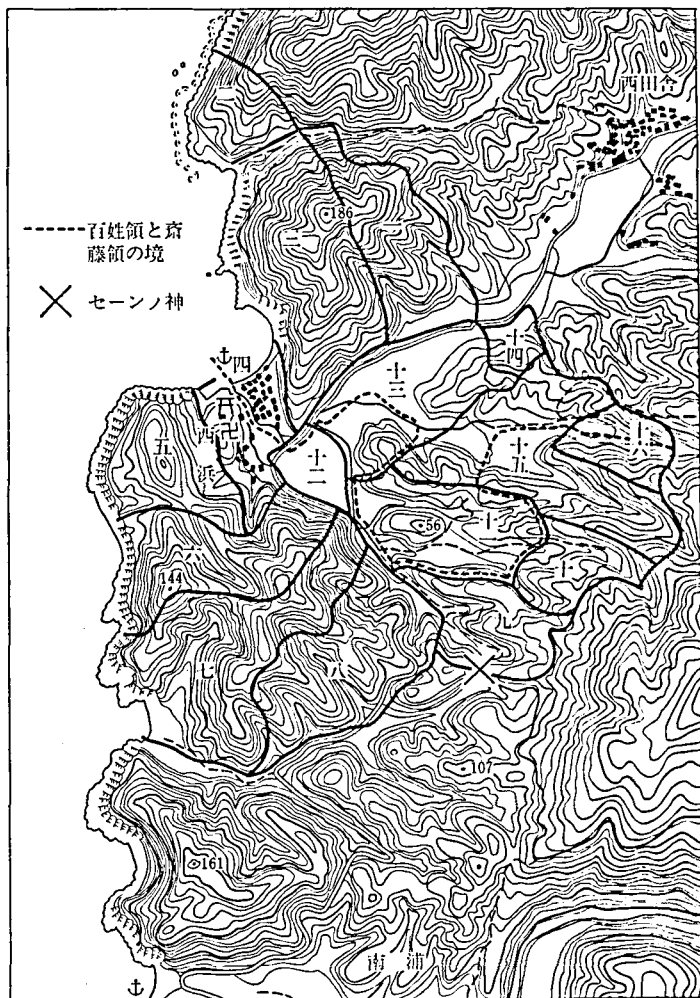
表1 本戸と非本戸

班	本戸	非本戸		計
		回覧含む	除く	
I	6	3	2	11
II	6		1	7
III	6		1	7
IV	5	2		7
V	6	2	2	10
VI	5	3		8
計	34	10	6	50

ナカマ

西浜の本戸34戸は、さらに百姓ナカマ、斎藤ナカマ、その他に分かれる。百姓ナカマは、かつて株をもち藩に直属貢納していた16戸(現在15戸)で、数的にも身分的にも優勢で¹⁷⁾、図3のように集落周辺の土地の北半分足らずの利用を認められていた。これに対し、斎藤ナカマは上記の斎藤氏が開田工事に肥前より連れてきたヒカン12戸(現在11戸)である。ヒカンの身分であったが、旧主斎藤家が、寛保元年(1741)城府敵原に城下侍として召出され、地元にはいないこと、開田によって耕作地に水田が多かったこと、および集落周辺の南半分余り山林の利用を許され、経済的には百姓ナカマを凌ぐほどであった。このため両者の対抗意識は最近まで根強いものがあり、今でも各々ナカマで肝煎り(世話役)を定め¹⁸⁾、1月4日に新年会を開いている。また、かつて百姓ナカマに利用権を認められていた山林の一部はナカマ共有として登記され、さらに分割個別有になる過程にある。斎藤ナカマの山林は10数年前斎藤家より所有権を買い取り、それまでの各自の持分と、その他の部分をクジ引きで分割した。水田の方は、昭和8年の不景気で、島内にある銀行の頭取をしていた同家が債務整理のため耕作者に売り渡していたので、農地改革前にほとんどが自作となっていた。現

図3 西浜字図



在は、かつての堤防あとの干し場が共有財産となっている。ムラの役員も「昭和」の初めごろまでは、両ナカマのみから選出されていたが、年齢など同じ条件の場合には百姓ナカマの者が優先したと伝えられている。

その他の本戸は、藩政期の給人1戸（現在他出）とそのケライ3戸および

隣の西田舎の親方のヒカン5戸である。そのうち、「7合」、「5合」と山林使用の権利を7割ないし5割に制限されていた家がある。これは、一説によれば、百姓ナカマが上納していた年貢を負担し切れず、一部をナカマ以外の者に肩代りさせ、権利の一部を認めたものである。この区別は、終戦直後まで続き、戸割の税金もこの比率で計算していた。

しかし、ナカマ間の差は公約権利においても経済面においても、本戸・非本戸間にみられるように極端ではなく、相対的なものである。

生 業

西浜の生業の特徴は、専業が少なく多くが漁、農、賃銀労働の兼業を行っていることである。古くから海に面した漁村としての形態を備えているが、漁業専業は現在でも4戸(すべて非本戸)、依存率50%以上をとっても50戸中18戸にすぎない。農業は、耕地の関係からほとんどが本戸に限られ、非本戸は4戸が1~2反程度の耕地をもつに留まっている。しかし、本戸の水田平均耕作面積も3.5反程度で、農業収入が50%を越える世帯はない。

したがって、専業漁業または店、鍛冶屋などの自営業を行っていない多くの家では、定期的または不定期的な賃銀労働に従事せざるを得ない。村内では、郵便局2、漁協支所2、ブリ生産組合1計5名、村外へは、漁協1、農協2、会社3、運転手4、日傭16計26名が働きに出ている。日傭を除く通勤者が15名を数えることは、新しいタイプの兼業化の進行を示しているが、あとつぎが村に留まり伝統的な生活様式の崩壊を食いとめている。そしてこのような兼業化は、昭和43年以来の道路の開通・整備によって西浜から敵原を始め島内各地への自動車通勤ができるようになり可能になったものである¹⁹⁾。これは、他の多くの過疎地域で、道路の整備が生活の利便化をもたらし、かえって人口流出を促進してしまうという現象と対照的である。

その原因として離島という条件もあろうが、本戸制にもとづくイエの継

表2 各戸の生業

調査番号	本戸	子カマ	非本戸	(定着○代目)	漁業依存率(%)	船有 ○ 1-5t △ 1t未満	耕地所有面積区	うち水田面積区	山林保有	固定的貸勞	日儲	自営(除漁業)
1	○	百			90	○○	9.2	2.8	○			
2	○				15		7.2		○			
3	○				20		5.0	0.7	○	○	○	
4	○	百			70	△	7.5	2.7	○			
5	○	百			20		9.4	2.3	○	○		
6	○	百			90	○○△	12.3	5.2	○			
7	○	百			70		7.0	1.8	○		○	
8	○	百			70		7.9	3.3	○			
9	○				20	△	12.9	6.9	○			
10	○	百			30	○	14.4	6.9	○			
11	○				90	○	9.4	3.4	○	○○	○	
12	○	百			20		10.0	2.5	○			
13	○				90	○△	12.2	4.3	○	○	○	
14	○	百			70	○	9.6	2.2	○	○		
15	○	百			70	△	4.9	0.1	○			
16	○	百			30	△	8.5	0.6	○			
17	○	百			15		8.6	3.4	○	○		
18	○	百			40		10.6	4.5	○	○		
19	○				20		9.5	2.6	○		○	
20	○				90	○	11.6	4.5	○	○		
21	○	百			30	△	9.0	2.1	○			
22	○	サ					9.9	4.0	○			
23	○	サ			30	△	7.9	3.2	○			
24	○				15		12.3	4.5	○	○	○	
25	○	百			70	△	8.8	1.9	○			
26	○	サ			90	△	10.7	5.1	○			
27	○	サ			90	○△	6.9	1.8	○		○	
28	○	サ			20		9.4	3.8	○	○		
29	○	サ			20		8.0	1.6	○	○	○	
30	○	サ			20		14.2	11.1	○		○	
31	○	サ			20		4.2	2.4	○		○	
32	○	サ			15		7.7	7.0	○		○	
33	○	サ			70	○	14.6	5.7	○			店
34	○	サ			30		15.4	4.6	○		○	
35			別	2	20		1.8			○		
36			別	1	15		2.1	0.4				
37			別	1	20							兼治
38			別	1							○	
39			別	2	20		1.0	0.9		○	○	
40			別	1								
41			別	1	20		1.3		○			店
42			寄	1	100	○○△						
43			別	1								
44			寄	1							○	
45			寄	1	60							店
46			別	1	100	○						
47			別	1								
48			寄	1	100	○△						
49			別	1	100	○						
50	—	—	—	—								住職

(凡例) 百:百姓ナカマ サ:サイトウナカマ 別:別宅 寄:寄留

統への強い関心があげられる。

漁業は、現在3～5トンの動力船により、地先沿岸で2月～6月タテ網(タイ、アラカブ、サザエなど)、6月～11月イカの夜釣、10月～12月ブリ、ヒラス、カツオの一本釣およびブリの飼付け漁を行なっている。また春先からノリ、ワカメ、ヒジキ、テングサなどの海草類や素潜りによるサザエ、アワビ、ウニなどの磯物の採取²⁰⁾も女子や青年の現金収入源となっている。以前は、タイ、ヒラスのノベナワ漁やトビウオの刺し網漁も盛んだったが、前者はエサの生きアジが釣れなくなったため、後者は魚の単価が安くなったためすたれた²¹⁾。

これらは、飼付けや一部のタテ網を除き、個人漁といってよいほど少数人数での操業が可能で²²⁾、7～8年前まではえんこ関係者²³⁾が乗り組み、現在は妻などの加勢を得て自家労力だけで出漁している²⁴⁾。これは、最近の人件費の高騰で他人を雇っては採算が合わないこと²⁵⁾、機械化などにより昔ほど体力を必要とせず、女性でも分担できるようになったためである。

集団漁としては、20年前までイワシの四ツバリ網があった。これは長さ40間四方の網を6人乗りの伝馬船で四方から引っ張り、それに魚群を追いこむもので、ムラが二手に分かれ各戸から総出で共同作業をし、獲れたイワシは塩づけ、煮干しなど1年分を加工し、余りは肥料にした。イワシの回游が止まってからやらなくなった。

現在は、共同出資によるブリの飼付け漁が行なわれている。これは、10年前から、西浜・西田舎・北浦の3村の漁協組合員²⁶⁾が任意加入の生産組合を組織し、始めたものであるが、7月から12月まで毎日撒く餌代や人件費がかさみ、当り年以外は赤字になることが多い²⁷⁾。

いずれにせよ、西浜の漁業は地元農民による地先漁業という性格が強いといえよう²⁸⁾。しかし、いかにその比重が小さいにしても、漁業という運に左右されやすい、投機性をもつ生業に従事していることは、生活態度や物の考え方に微妙な影響を及ぼしていると考えられる²⁹⁾。

農業は、専業農家がなく、農主の第一種兼業も6戸にすぎず、28戸が農を従とする第二種兼業である。1戸当り所有耕地平均8.7反、うち水田3.5反³⁰⁾で、貸借関係はほとんどないので休耕地を除けば経営作付耕地と一致する。作物は、米を中心に、麦(2毛作として70%)、自家用の野菜である。ほかに、現金収入源として、しいたけを4戸で栽培、和牛を23戸(各親牛1頭ずつ)で飼育している。販米農家は29戸にのぼるが、その額はほとんど(27戸)が、1戸当り50万円に満たない。

兼業化の進行は、農業の機械化と密接な関係がある。耕耘機はほぼ全戸(32戸)、撒布機25戸、トラクター12戸、バインダー7戸、動力田植機は5戸に入っている³¹⁾。この普及率は、上記の耕地面積や販売額を考えると、奇異に見える。すなわち、これらを一通り揃えている家での農機具減価償却費は年に30万円を超え³²⁾、これに燃料費や修理費(ふつう3年目から必要と言われる)を加えると、農産物の販売代金を優に上回り、兼業収入をまわさざるを得なくなる。因みに、西浜全体の農機具の減価償却費を試算してみると526万円となり、年間農産物販売額885万円の59%に及ぶ。機械導入に伴う省力化が兼業の余裕を生むと同時に、その代金支払いのために働きに出ざるを得ないという「機械化貧乏」、「機械化奉公」という現象は、農業の比重がそれほど高くない本村においても認められる³³⁾。

一方、これらの機械の使用時間はきわめて少ない。たとえば、トラクターは1人で1反を2時間足らずのうちに耕やしてしまうし、薬剤撒布も5反を1日ですませることができる。「年間3日だけ使って、あとは倉庫で眠っている」というのは誇張ではない。それにもかかわらず共同利用をせず、各戸に備えつけるのは、村人によれば、「競争心」からである。「他人が稲を刈り始めると多少青くとも一斉に刈り上げる」気風は、西浜ではとくに顕著なようである³⁴⁾。

婚姻圏

西浜の婚姻に関する著しい特徴は、村内婚率の高さにある。表3のよう

表3 年次別婚入件数

	1870	1871 1875	1876 1880	1881 1885	1886 1890	1891 1895	1896 1900	1901 1905	1906 1910	1911 1915	1916 1920	1921 1925
西浜	3	1	2	2	1	3	4	3	5	4	8	12
下県 (除西浜)									1			1
上県												
九州 (除対馬)												
九州外												
計	3	1	2	2	1	3	4	3	6	4	8	13
	1926 1930	1931 1935	1936 1940	1941 1945	1946 1950	1951 1955	1956 1960	1961 1965	1966 1970	1971 1975	1976 1980	計
西浜	5	4	7	9	11	6	8	3	4	6	2	113
下県 (除西浜)	2	2	2	6	4	2	2	2	2	1	1	28
上県							1	3		5	2	11
九州 (除対馬)			1					4	2	2	4	13
九州外		1	1						4		2	8
計	7	7	11	15	15	8	11	12	12	14	11	173

に、婚入者の65.3%が村内の出身である³⁵⁾。これをさらにあつぎの配偶者に限ってみると、実に本戸で93例中88例(94.6%)、非本戸においても14例中10例(71.4%)、両者合わせて91.6%という高率になる³⁶⁾。

このような実際の件数の高さは、村内婚についてのノルムによって裏付けられている。すなわち、「村内でヨメにゆけない余り者が他村へ婚出し、同じ村から来てくれる女のない男がやむをえず村外からヨメを迎える」という考え方が最近まで強かった。昔は、元服やカネツケが盛大であったのに対し、結婚式は焼酎一本の簡単なもので、親が「ついて来い」というので行ったら、「ここのヨメになるように」と言われたという話さえある。したがって、持参する物も着換えと畑道具をテボカラ(背負籠)に入れただけで、晴れ着などは実家のコヤに置いて来た。

婚姻の相手は、親が選んでいたが、えんこ関係のあるところから選ぶこ

表4 本戸・非本戸・仲間・土族別通婚

	百姓ナカマ 15戸	その他の本戸 8戸	サイトウナカマ 11戸	非本戸 16戸	旧土族 (現在非居住) 1戸
百姓 ナカマ 姓	11+5 (1.06)	5+10 (1.87)	18+16 (3.09)	2+4 (0.37)	0+1 (1.00)
その 他 本 戸	/	2+3 (0.62)	7+2 (0.81)	1+1 (1.37)	1+0 (1.00)
斎 藤 ナ カ マ	/	/	6+2 (0.72)	0+2 (0.12)	1+0 (1.00)
非 本 戸	/	/	/	0+0 (0.00)	2+0 (2.00)
旧 土 族	/	/	/	/	0+0 (0.00)

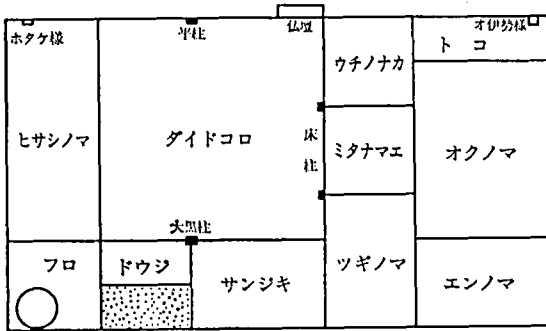
(凡例) A+B: Aは婚入, Bは婚出の件数。
(): 1戸当り婚姻件数。

とが多かった³⁷⁾。したがってイトコ婚や姉妹交換婚などもしばしばみられるが、資料から見る限り一定の範疇がとくに選好されることはないようである。ナカマ別では、表4で明らかなように内婚の傾向はなく、むしろ少ないくらいである。注目されるのは、百姓ナカマと斎藤ナカマの通婚が他と比べ際立って多いこと、非本戸も相互との通婚より、本戸のうちでもステータスの低い「その他の本戸」との通婚がやや多いこと、かつて唯一の土族として西浜に存在していた〔61〕(現在他出)も村内で配偶者を求めていること等である。

信 仰

西浜には、氏神である天神(祭日3月25日, 10月25日)のほか、宝満(祭日10月15日および天神の祭日)、金比羅(祭日天神と同じ)³⁸⁾、恵比須(祭日天神と同じ)、やぶさの小祠、仏教関係では大興寺、大日堂³⁹⁾、地蔵堂(縁日9月24日)などがあり、かつては南浦との境の峠わきにセーンノカミ(隠の神)⁴⁰⁾があった。個人の屋敷内にはジヌシサマ(無い家が多い)、住家のダイドコ

図4 間取例



のマに仏壇およびその家で信心している神(オダイシサマが多いが、礎で拾った神様の像などを祀っているところもあり、全く祀らない家もある)、オクノマにお伊勢様、炊事場にホタケ様などを祀っている。これらのうち盆踊りに直接関係のあるのは、天神、やぶさ、地藏、寺である。

天神は、『神社目細帳』によれば、神体は石、祭神彦火々出見尊、斎藤太兵衛の勧請、創立年代不明、ただし寛元年間(1243~46)斎藤兵庫為持が、西浜の邑主となった際、菅丞相を相殿に祀ったとある⁴¹⁾。しかしながら、現在のムラの人々(西田舎在住の神主も含め)は、神社の由来や祭神が何かを別に知らないし、あえて詮索しようとしめない。しかし崇敬心が薄れているわけではなく、今でも春秋の大祭には、おこもりが行なわれ⁴²⁾、ムラの人々が晩ふとんをもって神社に集まり、社殿で夜を明かす。もっとも、昔は1戸1人(本戸のみ)が集まったが、今は若い者と役員だけである。なお、家に不幸があってヒガアカナイ間(49日以前の)家族とヒノカカッタシンセキ、および産後1週間以内の家族は参加しない⁴³⁾。

当日、若い者が社の内外を清掃し、のぼりをたて、役員(区長、肝煎り、子役)は区長宅でしめなわをつくり、供物を準備する。午後2時ごろ、ブリまたはタイに昆布などを供え、神主⁴⁴⁾が祝詞を奏上、区長をはじめ役員が拝み、神主のあいさつの後、神酒を一同がいただく。みこ⁴⁵⁾が赤衣を着

け太鼓を叩いて舞う。供物の半分は神主が持って帰り、残りが役員のごちそうになる。子どもと青年が鳥居前の土俵で宮相撲を取る。宝満、金比羅、恵比須にも別々にこしらえた供物を供えて拜む。

地藏堂は、寺への上り口にあり、縁日にはムラの家々からモチを供え拜みにくる。地藏は子どもの守り神であり、学齢前に亡くなった子どもは「お地藏さんに預ける」と称して位牌も作らず⁴⁶⁾正式の葬式を出さない。かつてヒナタから出火、ムラ半分が焼けさらにカゲまで炎が及んだが、この地藏のところで止まったので火切りの地藏様として、縁日以外にも寺へ上るついでなどに拜む者が多い。

やぶさは、とくに祭日はなく、盆に踊りを奉納するだけである。村人はこのやぶさを、仏教が弘まる前死体を埋葬せず放置していた場所であると伝えている。したがって、対馬でやぶさのある村は古くからあったという。現在は、恵比須の小祠の右手奥に小祠があり、その中に「里人遠祖等神霊」と墨書した箱が入れてある。この祠の後方に高さ50cmぐらいの棒状の石や形の変わった小石があり、その周囲は低い灌木が密生している。1959年の14号台風前まで入口に松の古木も生えていて今より暗かった。この付近は、コヤも並んでおり、住家からの距離もそう遠くはないが、気持のよい場所ではないという⁴⁷⁾。

瑞龍山大興寺は臨済宗に属し、斎藤家の祖先によって創建されたと伝えられる。創立年代は昭和28年の記念碑によれば宗曇和尚が天正3年(1575)に開山したとあるが、本尊は高麗仏であり、永和5年(1379)住職の写経した大般若600巻が残っていることからもっと古く遡ると推測される。檀家は、西浜48戸(うち3戸他出)、北浦5戸計53戸である⁴⁸⁾。住職は別として非本戸4戸は檀家となっていない(表2参照)。寺には、各檀家から、盆・正月・両彼岸に米2升、毎月護寺会費と積立金⁴⁹⁾、合同法要の費用割当⁵⁰⁾などが定期的に納められている。もとは、寺で使う薪もムラのクヤクで寺肝煎りの指揮の下に馬2駄分を山から採ってきて割っていた。

合同法要というのは、2月初めにムラ合同で先祖を供養し生存者の悪業

を祓うものである。以前、年忌のある家々では2月の当り日にシンセキ隣近所を招き、法事を行っていた。このため、2月は仏事のほかは何もできず、また家の貧富によって僧侶1人から数人と供養のやり方にも差があった。それを日中戦争が始まったころ、対馬の仏教会の方でムラ共同で行なうようにしたものである⁵¹⁾。なお、祥月命日には、親子キョウダイだけが集まり、和尚に読経してもらふ点は変わらない。

寺へは、このほか両彼岸、盆、年末に行つて本尊と共に各自の位牌棚も拝む。盆には、家のミタナマエの間に盆棚をしつらえ、13日夜各人がシンセキ、近隣、日頃親しくしている人のイエに行つてその仏を拝む⁵²⁾。これは、当主だけでなく子どももまわるので、ツギノマの庭に面した戸を専用の出入口として開けておく。14日は盆踊りが寺の本堂で行なわれ、全戸からモチを作つて集まってくる。16日夕に精霊流しが行なわれ、祖霊を舟に乗せ海へ送つた後、送り火を門口でたく。

両彼岸の行事は墓参りが主で、中日の午前10時ごろ正装をした家族連れがシンセキや知友、および村内のアラボトケ(3年忌または7年忌のすんでいない死者)の墓参りにゆく。個人墓の数が多く、しかも分散しているので1ヵ所に長く留まるわけにはいかない。米とモチを小さく切つて重箱に入れた「ミズノコ」をつまんで墓前に供え、やかんに入れた水をちょっと注ぎ合掌すると、次の墓へと流れるようにまわつてゆく。この途中、寺に寄つて位牌棚の祖先にもモチを供える。

祖先祭祀ではないが、寺に関連した行事として、二十三夜待ちがある。これは毎月23日夜、当番(「家並み順」に2戸ずつ宿元と手伝いが当たる)のイエで、2戸5合ずつ出し合つてつくつた三重ねのモチとその年の月の数(12個または閏年の13個)の子モチ、酒、塩をダイドコロの間の床柱に供える。各戸1人ずつ集まり、月の出を待つて和尚さまが経をあげ一緒に拝む。供物の半分を和尚さまがとり、残りを当番2戸で分ける。今は若い者と役員のみが集まり、時刻も掛軸を使って月の出を待たず夕食後早めにすませる。

その他の年中行事に次のようなものがある(日付けにアンダーラインのあるのはイエでモチをつくる日)。

1月1日 氏神へ初詣。大日堂、宝満、寺にゆく人もある。三が日はシンセキまわり、仏様に線香をあげる。

1月3日 寺では「大般若」と称し、和尚が何時間もお祈禱している。待っていてお祓いをしてもらう。

1月7日 (ナノカシヨウガツ) 七草がゆはしないが、山のもの、海のものでたきこみごはん。

1月10日 恵比須さんにお参り。

1月11日 (オイセサマウケ) 海岸で汐水と真砂をユノミに入れ床の間におき、神主が区長のところに一括して渡してある伊勢神宮のお札を区長からもらってきてすえ、灯明をともして拝む。終戦前は、4組に分かれての代参講があった。

1月14日 子どもたちが門松のシメナワ、ウラシロを集め、カゲとヒナタに分かれて焼く。このときモチを貰って集め、焼いて食べる。この晩、タラの木(トゲがある)に紙を巻いて焼き縞模様をつけた棒で、モチ、ミカン、クリなどの果樹を叩いて歩く。

2月4日 節分、豆まき。

3月3日 (オヒナサマ) 初孫の時はシンセキが集まって祝う。

3月10日 大船頭の交替。漁師の世話役、まわり番。10月10日と同様ごちそうをつくる。

4月8日 (シャカネハン) 和尚がずっとお祈禱している。大般若で頭を叩いてもらうと災よけになるという。甘茶と正月のモチをくだし炒ってアメをかけたのを供える。

なお、この日はセマツリと称し、踊り子13人が港の北側のゴンネミ瀬、南側のアカ瀬にお神酒を注ぐ。海草の収穫へ感謝する意。また、この日と秋の大祭の「お出船」、「お入りませ」の日に、フナグロウ(船競べ)が行なわれた。踊り子とその上のタヌーが二手に分かれ競った。

5月5日 (ゴガツゴリョウ) 長男の初節句にはシンセキが集まって祝う。

6月1日 (ヤクイワイ) 男24歳, 41歳, 61歳, 女19歳, 33歳の厄年には朝ごちそうを作って家で食べる。

9月9日 (クガツクンチ) 栗飯をつくる。

9月14日 宝満サマのお出船。

10月10日 (トカエビス。エビスのお出船。金比羅サマは9日というが、この日いっしょにする) 漁師は仕事を休み集まって、サシミ、トリ、肉などのごちそうを食べる。

11月15日 (シモツキジュウゴニチ) 昭和12年頃まで、この日、カネツケ祝いが盛大に行なわれていた。

12月27, 28日 正月用モチツキ。クノモチはつかぬと29日にはしない。門松を、オモテのほか、コヤ、ウマゴヤ、ジヌシサマ、船霊様に飾る。

講

現在、講というと「たのものし講」をさす。しかしコウガシラというコトバに残っているように、かつてはより広義の意味をもっていたと考えられる。コウガシラとは、西浜では、葬式のとき用具を手配したりムラのクヤクで手伝いに来ている者を指図する役で、家並み順に2戸ずつ2回当番をつとめる。つまり、葬式講があったわけで、このほか、二十三夜待ちや伊勢への代参講などムラ全体で組織される講は存在していたが、たのものし講以外任意加入ないし年代別の講はなかったようである。

II 盆 踊 り

西浜の盆踊りは、現在他地域で広まっているような、見物人も自由に踊りの輪に加わる形式のものではなく、一定数の踊り手が伝統的な衣裳をつけ、寺に祀られている本尊や祖先、神社などに奉納するものである。踊り

写真2 盆踊りの練習。手前は大太鼓。



写真4 村の中を歩いて寺へ。



写真5 「ツエ」による立ち回り。

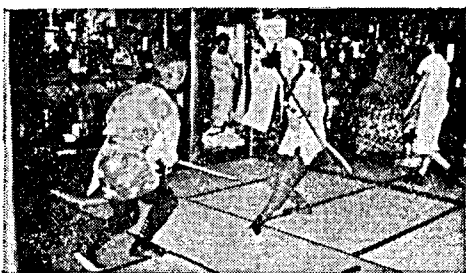


写真6 本堂の本尊前で奉納（まわりに位牌棚があり、家族やムラの人々が見物している）。



写真3 やぶさの前で踊りを奉納
（写真に見える鳥居は左隣の恵比寿のもの）。



写真7 家族が着換えを手伝う。



写真8 白地から黒地の衣裳に着換え踊る。



写真9 扇子踊り。



写真10 地藏前で奉納。



写真11 神社にエズリを奉納。扇子をおおぐようにして送る。



写真12 盆の精霊流し。



は、かなり激しい動きを伴う複雑なもので、盆までの1ヵ月間毎晩宿元に集まり、厳しい練習が続けられる。したがって、ムラの人々もこの踊りを単なる年中行事の余興としてではなく、西浜の少年が、一人前の社会人つまりクヤクニンとしての修養を身につける契機として捉えている。さらに、こうした世俗的機能だけでなく、超自然的意味づけさえ付与し¹⁾、数百年間先輩から後輩へと伝えられて来たのである²⁾。

行 事

本番が始まるまで、スガタメ³⁾、「宿見舞」、「子見立て」、「仕組み」、「検査」などの行事がある。

まず、6月の初午の日にスガタメが行なわれる。「スガタメが始まったらお盆」と言われているように、ムラの生活のリズムを区切る行事になっている。スガタメとは、その年の踊り子12人の基礎固めの意味で「渠固め」という漢字をあてる人もいる。昔は、高等小学校(今は中学校)を出た15歳位の少年が、先輩から集合の連絡を受け、肝煎りの家へ早めに行って庭で待機している⁴⁾。前年の踊り子ら先輩が到着し中に入るとき、「スガタメのお使いをもらいお世話になりました。親父出てくれとるの、つえ親父達は出てくれとるの、しくろ親父達御一同出てくれとるの、若い人者は出てくれとるの⁵⁾とあいさつをする。この場で、その年の盆踊りの組(ンショウ1人、踊り子12人)のメンバーが決まる⁶⁾。このスガタメの儀式で正式に踊り子となることにより初めて一人前のクヤクニンの資格が認められ、何の行事にも正規に参加することができる。それまでは女と同じ資格しか与えられない。

6月15日に「宿見舞」と称し踊りの練習をする宿元⁷⁾に13人が集まり、宿の主人に「宿親父今晚は、今年は宿前で心配じゃなお。私にしましても若い人者にしましても、はな若い⁸⁾もんでありますけんど今7月30日⁹⁾家内同様つき合って下さる様よろしくお願ひします」とあいさつする。この晩から練習が始まり、先輩が新入りにつき切りで自分の踊りを教えこむ¹⁰⁾。

6月28日に、1人ずつ個別に踊らせる「1人お通し」によって、その成果が確かめられ、出来が悪いと教えた者の責任として面目を失う。これが了り、シショウがそれぞれの役を配置し練習する「仕組み」が行なわれる。

7月12日、トシノウチ(タユー以上40歳以下)の先輩にも来てもらって、その前で全員が踊る「検査」が行なわれる。

7月14日からいよいよ本番で、午後2時ごろ宿を出て、やぶさで踊り、寺の本堂へ行き、家族や村の人々が見ている前で踊る。帰りに地蔵の前で踊って、解散する。

踊りの順序は、初めに①ツエ¹¹⁾の2人が口上をのべ、②太鼓踊り、着換えている間、③ツエ2人が舞台浄めとして立ち回り、つづいて踊り子による④パンパ(日の丸の扇子)踊り、⑤手踊り、最後に⑥アヤオドリを踊る。

7月15日 浜に集合、身体を清め、5年前までは村に住んでいた士族の家に行って踊ったが、他出したので、今は地蔵と寺に行く。

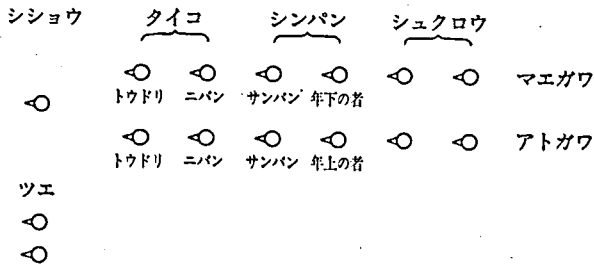
7月16日 午後神社前、ついで寺の本堂で踊る。了ると神社前に行き、エズリ(笹竹に様々な色の短冊をつるしたもの、旗ともいう)を神殿に供え扇子で扇ぎ送る仕草をし、社殿横に立てかける。宿の仏壇前でも世話になったお礼に踊る。残りのエズリ1本はやぶさに奉納する。

7月25日 後盆にも肝煎りの家を宿として神社で踊っていたが、現在は雨乞い、日待ち、疫病流行で神社に願かけをして、その願ほどきをする場合にのみ踊る。

組 織

踊りの組は、指揮者のシショウ¹²⁾1人と12名の踊り子によって構成され、踊り子の間にも、図5の如く役・加入年数・年齢などによる階序がある。したがって、これは年齢階梯制の一種とみなすことができる。しかし、ひとつの階梯を何年と期限を定め成員がみな同じ階梯をたどる通常の階梯制とは異なり、役の数に合わせて人員を調達してゆくため個人によっ

図5 踊り子の配置と役目



てかなり差があり、それぞれの体験に基づく説明は断片的なものにならざるをえない¹³⁾。そこで、数人のインフォーマントの話を経合すると、ほぼ次のような原則のもとに運営されてきたものと推測される。

踊り子になって約2年は、シンパンをつとめる。3年めに新しい参加者を得て、トウドリは「子見立て」を行ない、これまでのシンパンのうちから自分の後継者を指名しニバンにすえる¹⁴⁾。ニバンに取り立てられなかった者はシュクロウになる。いずれの場合も、マエガワとアトガワに分かれる。マエガワは、オモテあるいは「金の筋」とも称され、ウラあるいは「銀の筋」と称されるアトガワに対し、トウドリを了えた後シショウになることを約束されたエリート・コースである。かつて、子見立てに際し、親や親類がマエガワに入れるよう応援することもあったと言われるが、これは単なる見栄からではなく、後述(第三章参照)のように、将来のムラのリーダーの地位と関連をもっているためである。アトガワのトウドリは、終了後はニバンをつとめた後、タヌーのツエという役になる。ニバンは、約1年間トウドリから仕草をしこまれトウドリに昇進する。もとのトウドリは、トウドリアガリと称しニバンに下って新トウドリの後見役をつとめる。

シュクロウになった者は、そのまま数年間その地位に留まり、後から新入生が入るのを待って順にやめてゆく。しかし、シュクロウには踊り子全体を取り締まる権限を与えられていた。踊り子仲間8人の態度が悪いとト

図6 盆踊りの踊り子交替模式図

個人番号	年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
マエ	1	T	T」									
	2	R	R」									
	3	A	B	T	T							
	4	R	R	R	R							
	5	B	A	A	B	T	T					
	6	「C	C	R	R	T	R」					
	7	「C	C	B	A	R	B	T	T」			
	8			「C	C	A	R	R	R」			
	9				C	R	B	A	B	T	T」	
	10					「C	A	C	R	R	R」	
	11					「C	C	C	B	A	B	
	12								「C	R	R	
	13								「C	B	A	
	14									「C	C	
	15									「C	C	
アト	1	a	b」									
	2	r	r」									
	3	b	a	a	b」							
	4	r	r	r	r」							
	5	「C	C	b	a	a	b」					
	6	「C	C	r	r	a	r」					
	7			「C	C	b	a	a	b」			
	8			「C	C	r	r	r	r」			
	9				C	「C	C	a	a	a	b」	
	10					「C	C	r	r	r	r」	
	11							「C	C	b	a	
	12								C	r	r	
	13									「C	C	
	14									「C	C	

(凡例) T:シショウ A,a:トウドリ B,b:ニバン C:シンパン
 R,r:シュクロウ
 大文字はマエスジ, 小文字はアトスジを示す。ただし, Cはいずれのスジか未定。
 「:加入 」:終了
 2年ごとに4名新規加入者があるものとする。

ウドリを呼びつけて叱った。座るところも、他の踊り子は板張りだったのに、シショウと共に畳敷だった。シュクロウには、トウドリになれない二、三男がなることが多かった¹⁵⁾ので「ふだんは長男に頭が上らない二、三男が盆の間は威張る」と言われていた。

ここで、インフォーマントのあげる公約数的年数を参考に、シンパン2

年、ニバン1年、トウドリ2年、トウドリアガリのニバン1年、シュクロウ4年、シショウ2年とし、毎年2人平均の参加該当者があり、2年に1回加入すると仮定して模式図を作ってみると図6のようになる。もちろん、実際には、多くのインフォーマントが指摘しているように、その年の加入人数の多少や、病気・死亡・出征などによる脱退者があってズレが生ずるのは十分予想される。しかし、下記の実例をみると、このようなズレを伴いながらも、ほぼ模式図のサイクルに合致していることが判る。

実例1 (昭和22年加入)

シンパン	3
ニバン	2
マエトウドリ	2
ニバン	2
シショウ	2
シュクロウ	1
<hr/>	
	12

実例2 (昭和26年加入)

シンパン	2
ニバン	1
マエトウドリ	2
トウドリアガリ	1
シショウ	5*
<hr/>	
	11

* 自分の見立てた子が病没、その分を代りにつとめ、さらに下から上がってくるのを1年待った。

実例3 (昭和10年加入)

シンパン	1
ニバン	1
アトトウドリ	2
ニバン	1
<hr/>	
	5

下から上がってくる者多く、比較的早く上がった。ツエにゆく前出征。

実例4 (昭和14年加入)

シンパン	1
ニバン	2
アトトウドリ	2
<hr/>	
	5

当時人数多く、わりに早く上がった。上がった。ツエ1年、タユエ2年、オオトウドリ3年つとめた。

タユエ

踊り子の役をつとめ上げると、芝居の組に入りタユエとなる。タユエは、約9人からなり、よそから師匠を招いて盆前に宿で練習をする。演し物は、非人節、虎造舞など先輩から受け継いだものや、若い連中が幕間に別の新しい踊りを余興としてやっていた。寺の庭に舞台がしつらえられ、テレビのない時で、隣の西田舎や南浦からも見物人が来て楽しんでた。

アトのトウドリをつとめた者は、タユエのうちツエと称される役につき、タユエの世話役をし、最後にはタユエの元締めにあたるオオトウドリになる。これに口やかましい人がなると下の者は大変で、その影響は、踊

り子まで及んだ。タヌーどうしの序列は年齢順だが、踊りの練習の時のようなスパルタ式訓練は行なわれず、また人数不足の時はかなり年上の者まで動員された。この芝居は20年ほど前から廃止され、現在は盆踊りと関係のあるツエの役だけ活動している。

教育的機能

1ヵ月にわたる踊りの練習はかなり厳しいものであった。とくに昔はきつく「腰を折れ、身体は低くして高く踊れ」と昼間の肉体労働で硬くなった身体を折り曲げるよう強制された。西浜の踊りは女踊りなので指先が腕につかなければと1人でも2人でもとび乗って曲げるのを手伝った。練習が了ると、腕が張って箸もつかめず、便所でかがむこともかなわないほどであった。

こうした踊りの練習と併せて、礼儀作法についてのしつけも厳しく行なわれた。たとえば「人より高い位の席には座るな」、「人の前を通る時は頭を下げ手を前にして通れ」、「使いに出る時は長袖で(真夏でも学生服を着用)」、「踊りの時タタミのヘリを踏むな」等々。昔は、ユカタや買ったはきもの(下駄、ぞうり)は禁止され、袷やわらじを着けていた。こうした教訓を、トウドリが「言いきかせ」と称して踊りの合間にダイドコロの板張りのところに正座させ教えこんだ。この「言いきかせ」は、女子にも11月15日カネツケの日の晩、寺に集めて行なっており、トウドリは1年をとおしてムラ中から尊敬されていた。誰か踊り子の1人の態度が悪い(たとえば目上への言葉使いをまちがえるなど)と、ムラの者がトウドリに一言注意をした¹⁶⁾。トウドリは、全員を板の間、時には青竹の上に何時間も正座させたりした。これらは主にマエトウドリに該当し、アトトウドリはそれに比べ指導力が薄かった。

これらの役以外の、踊り子たち相互の序列は、長幼の序つまり年齢順によった。「1歳年上でも傍によりきらん」ほど絶対服従が強調され、直接踊りを教わる相手が、5,6歳以上年上だったりすると非常に固苦しく感じ

たという。

このような1ヵ月間の修練により、ムラにおいて人としてあるべき姿が叩きこまれるのであるが、その内容は盆踊りで歌われる次の「いろはくどく」によく表われている。

いろはくどく

国を申さば 日向の国よ
こきつ和尚の 説きおかれしが
四十八字の いろはのくどく
聞いてみさのせ 教訓くどく

いとこない身も 愛して通れ
老人うやまい 無礼はするな
腹がたつゆて たつふりゃするな
憎み受けるは わが心から
ほめてもろて 高慢いうな
隔てある身も¹⁷⁾ 遠慮におよべ
隣近所に 不都合するな
近いなかにも また櫃をせよ
理窟あるいうて 皆まじゃいうな
主に依りては¹⁸⁾ 大事でござる
流浪する身も 愛して通れ
をせ¹⁹⁾も童も みなしょうろんも
若き間のそのみちみちは
家業大事と 心にかけて
善しも悪しも ひとつというな
たとえ尊きも またいやしくも
礼儀正しく ただしょうろんも

そらき²⁰⁾者じゃと 言われぬように
 常の身持も 大事とおもて
 寝ても起きても 案じてみても

と現在ここまでしか伝わっていないが、礼儀作法のほか、密度の高い粋社会での処世術が説かれている点興味深い。

次の盆踊り歌には、かつての成功者のイメージが表わされている。

牡丹長者

国を申さば 豊後の国を
 牡丹長者と 名乗らせ給う
 家は八つ棟 三階づくり
 内のかかりは びーどろ張りよ
 金の床ぶち こがねの柱
 ぜんのさざれも かけさせ給う
 庭の築山 金魚を生かす
 裏にまわれば 泉水ござる
 かくの牡丹に 朝日を受けて
 張らせ給うは 長者の威勢
 わが子三人 もち広められよ
 よめご三人 とりそろえられよ
 兄のよめごは よしなる人の
 中のよめごは 朝日の長者
 をととのよめごは かくある人の
 もとは禁裡の 公家衆の娘
 少しばかりの そのりょうがいにては
 しまんだぶゆと いう侍が
 しまんやうらを 流れて通る

うつろ船にて 流されまして
今日は日もよし 汐ごとござる
沖をはるかた うち眺むれば

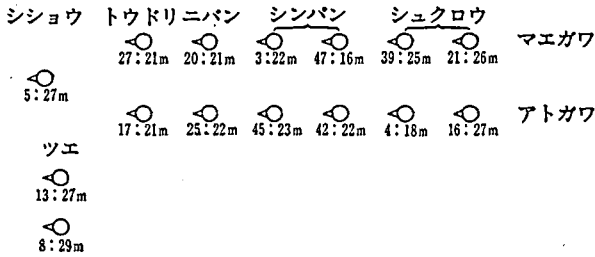
と、富・多子・地位への現世的関心が強く示されている。

変 化

西浜の盆踊りは、一度も中断されることなく現在まで続いているが、その内容はかなり変わってきている。かつての厳しい訓練は、日中戦争前後からゆるみ始めた。それでも戦後10年ほどは、昔のしきたりとして忠実に守っていたが、若者の間にもう自由なのだという意識が浸透し始め、口には出さないが行動に表われるようになっていた²¹⁾。昭和34～35年タヌーによるムラ芝居が廃止される頃から口にも出すようになり、青年たちが踊りもやめようとしたことがあった。この時(27:48m)ら上の世代のリーダーが「戦時中の苦しい時でさえ続けてきたのに、もしここで中止するなら自分たちが踊っても続ける」と言って止めさせなかった。現在では、むしろ同世代の者が力を合わせて行事をやることの意義を認め練習に励んでいるが、かつてのような厳しさは見られない。また、参加年齢が進学などのため一様でなくなり、加入順に進級させる結果、年齢による序列と逆になることがある。先輩の中には、こうした点に歯がゆさを感じ長幼の序を教えるという本来の目的から外れてしまうと憂えている者もある。

こうした一般的な意識の変化に加え、村をとりまく経済条件の変化も踊りの存続を難しくしている。消費水準が上がり、自給度が低下すると共に、現金収入をめざして働かなくてはならず、生活の余裕がなくなった。また、村外通勤者が増え、とくに自衛隊員のように踊りのための休暇をとれない者や高等教育のため加入の遅れる者が出て来て、負担の不公平が問題になった。このため10年ほど前から、二、三男は免除、これまで加わっていなかった非本戸には「この踊りは本来ホトケ供養のもの。葬式のときは

図7 現在(1980年8月)の盆踊り編成図



非本戸もクヤクでムラの加勢を受けているのだから」と説得し、参加を義務づけた。

このように、質的な変化を伴いながらも、西浜で盆踊りが続けられているのは、どのような要因によるものであろうか。離島にあり、最近まで交通の便が悪く外からの影響が比較的入りにくかったこと、自動車道路開通もむしろ地元に住居したままでの通勤を可能にするという形での兼業化が進行したことなどが挙げられるが、より根本的には、年齢がムラの生活全体を通しての秩序原理として重要性を失っておらず、年齢階梯制的特徴をもつ盆踊りの組織が、ムラの自治組織および隠居制と深くかかわっていることが考えられる。これらについて、次章以下でとりあげたい。

注

《第I章》

- 1) この調査は、岩田慶治教授を研究代表者とする「環東シナ海文化の基礎構造に関する研究——杵岐・対馬の実態調査——」(文部省科研費)の一部として行なわれた。また、調査地の選定に関しては、厳原町教育長の城田吉六氏、役場関係資料の閲覧に当たっては長九郎町長をはじめ職員の方々、調査の際には地元の多くの方々の暖かいご支援を得た。ここに記して感謝の意を表したい。
- 2) 西浜のある人は「私たちはこの行事を先祖代々伝え、現在でもこうして行なっているが、最近の風潮ではややもすると、珍しい風習として世間に紹介されテレビなどあちこち引っ張りまわされるうちに、自分たちのためだけでなく見せるための派手なものになり、本来のものが失われる傾向がある。それなら全く知れない方がよい」と述べていた。筆者もこの意見に全く同感であり、この小

文が聊かなりとも無用の混乱をひき起こさないことを願う。

なお、人名を表わす記号は（調査世帯番号：年齢・性別）とする。

- 3) ここでいう「村落」とは、現在の行政村ではなく、伝統的にひとつの地域的、社会的まとまりをもった単位、つまり「ムラ」の意味に用いる。
- 4) 1980年6月末現在の統計による。なお、住民台帳では、ヨマ（隠居屋）の2例を独立世帯に数え、教員住宅1世帯を加えて53世帯としている。西浜では、通常これらを1戸とみなさないの、除いて50戸とした。
- 5) この人の墓は、寺の墓地にあり、約1メートル立方の石積みの上に石碑が立てられている。他の1基とは反対に水田を見下ろす東方に向かっており、「正徳五年 広田院覚林道本居士 俗名齋藤半兵衛」と彫られている。
- 6) 西浜でも、黒色の肥前瓦と朱橙色の石州瓦が入り混っている（木原久和1951: 34参照）。
- 7) 比較的平地に恵まれている西浜では、傾斜地に敷地をもつ家は僅かで、空地もかなり有るように見える。しかし、空地のほとんどは、火切りの場が新しく水田を埋め立てたり山を切り開いた所で、敷地はほぼ飽和状態に達していた。
- 8) コヤは、穀物を入れる部分と、カネツケなどに使った晴れ着、米客用ふとん、その他の貴重品を収納する部分とに分かれている。また、隠居専用のヨマゴヤも別に建てられている。
- 9) 現在の班制は、昭和15年全国的に隣組として組織されたものであるが、西浜では藩政時代から存在していた6人組に遡るといふ。これと現在の班との異同は、不明であるが、現在の班が本戸をほぼ6戸含んでいること、および伝統的行事に関係の深い家並み順の方向と一致していることから、従来の組を基に編成されたと推測される。
- 10) 次号参照。
- 11) 次号参照。
- 12) 次号参照。
- 13) 次号参照。
- 14) 本文62頁参照。
- 15) 村の人々は、キリュウという語をこのような狭義の意味に用いるとともに、時にはベッタクをも含め、ここでいう非本戸の意味に転用することがある。中野（1951: 138）によれば、鴨居瀬においても「分家寄留」と「入村寄留」を別の名称で呼び分けていないという。これは、キリュウとベッタクが本戸に対し、ほとんど同様の地位におかれていることを示すものであろう。このようにキリュウには広狭二様の意味が含まれているので、混同を防ぐため、地元では用いられていないが非本戸という用語を使うことにした。

なお、文献上は「本戸」、「寄留」という表現は非常に新しく、もとは寛文年

間(1661~72)藩で株をもたせ貢租の責任を確保したときの「株」と「村抱え」という社会的範疇に相当する(和歌森1951:194, 198)。

- 16) 現在のように、兼業業種が多様化する以前、非本戸の多くは、大工、漁師あるいは山林関係の夫夫となってその日を送っていたと伝えられる。したがって、2代つづいて定住する事例が現われたのは比較的最近の現象と推測される。これは、「キリュウ、ベッタクで代を重ねた例はない」と言う年よりのインフォーマントがいること、ベッタクで本戸化した事例が伝承では見当たらないことから裏付けられる。また、伝統的な本戸・非本戸の行事に関する差別は、一面では毎日仕事に出なければ食べてゆけない非本戸が、伝統の行事に参加する余裕を欠いていたことに対応している。
- 17) 百姓ナカマが古くから住んでいたことは、その耕作地が字十五ヲヤケの奥の方に多くあり、ここにはハカノヒラ、テラヤシキなど旧集落跡を連想させる小字のあることから推測される。
- 18) 現在は「家並み順」で輪番制にしているが、斎藤ナカマの場合かつては斎藤家の方で適任者を指名していた。新年会も、かつては単なる親睦だけでなく、貢租関係の相談なども行なわれた。
- 19) 1965年に対馬の中心である岐原からの自動車道路が隣の西田舎まで開通し、1968年に西浜に達した。それ以前は、岐原まで山越えの徒歩か、乗合船によっていた。なお、この道路の一部が二車線の舗装道路になったのは1970年代に入ってからで、ムラの人々が自家用車を使い始めてから10年と経っていない。
- 20) 磯物の口明けは、漁協の規約で定められた期間内の汐の良い日を漁協支所長、理事それに区長が話し合って決める。かつては、非本戸の採取は口明け後数日してから認められたという。また、海草類は耕地の肥料としても使われており、現在よりずっと重要性も持っていた。

また、ウニ、アワビなどの採取を業者任せその収入をムラの費用にあてていたこともあったが、今は資源保護と地元生産者のために認めていない。ヒジキ、テングサ、フノリは、3月それぞれ1日ずつムラのクヤクで採取し、業者に売って、その収入をムラの経費に充てている。

- 21) 聞き取りによる限り、何を漁るかは、漁具や漁法の変化のほか、魚群の回游、その魚の市場価値の変動といった要因に大きく左右されているようである。ここに、技術的改良が生産量や収益の増大と直接結びつく米作農業の場合との差がある。漁の魚種の変動については、宮本(1952:226—227)も指摘している。
- 22) エンジンの入る前は、櫓船で2~3人乗り組んでいた。
- 23) 西浜では、本戸制のため本家分家関係に当たるイニはきわめて少なく、一方、村内婚の率が高いので(本文49頁参照)、在村えんこ者の多くは婚入者を通しての関係である。なぜ、えんこ関係の者を選ぶかについては、「いちばん

気が合うから」という答が多かった。

- 24) ここでは、女性が船に乗ることへの強い禁忌はもともとなかったようである。
- 25) 現在人を傭うと、歩合制でも月10万円の最低保障が必要で、分配率は取決めによる。今年唯一の長期的雇傭による固定刺し網の例では、船(4.98トン)2人分、網1人分、乗組員4人分であった。もっと小規模な設備では舟1人分、網1人分、乗組員人数分となる。なお、船主が非本戸のためもあって上記4人のうち乗組員2人が兄弟であるほか「えんこ」関係はなかった。
- 26) この3村で漁協の支部をつくり、西浜に支所が置かれている。西田舎は、もとは純農村で、最近になって出漁する者がでてきた。港は西浜のを使用している。なお、西浜の場合、出漁如何にかかわらず単身世帯をのぞくほとんどが組合に加入している。
- 27) 昨年は不漁で赤字が大きく、今年は組合員が交替で乗り組んで人件費を節約した。しかし、1973年は豊漁で1戸当り配当が13万円あり、寺の本堂の建築や本堂の位牌棚の各戸分担金を納めることができた。現在懸案となっている墓地の改葬も、各戸負担の総額は100万円近くになると予想され、毎月5,000円の積立てのほかに臨時収入が期待されている。
- 28) 漁民の態度には二つの極があると、桜田(1952:15-17)は指摘している。すなわち、一は漁獲能率のより高い漁船漁具を求め、将来はカッター船の船長などになることを夢みている者であり、他は船や漁具の改良に無関心で自分の家の畑や牛の様子を気にしながら、農業と調和してやっつけける範囲の小漁業を地先の海で行なっている者である。西浜の大部分の漁業従事者は、漁具の改良に無関心とは言えないが、後者に属している。
- 29) 本文48頁および注34参照。
- 30) 農家台帳による。
- 31) これらの数値は、とくに断りのない限り、1980年世界農林業センサスによる。
- 32) トラクター120万円、耕耘機60万円、田植機40万円、バインダー30万円、動力撒布機5万円、耐用年数7年、積立て利率と物価上昇率を同じとして計算。
- 33) 同様のことは、自動車についても言えるであろう。こうして、「松のあるうちは山の木を伐ってはいけないと年末から正月15日まで仕事を休み遊んですごし、2月は仏事の月と法要に連日よばれる」といった余裕は、この十数年のうちに姿を消し、ムラの中で「アソソディル」のは子どもと年寄りだけで、年中働いていないと暮らしてゆけなくなったと村人はこぼしている。
- 34) もちろん、共有や共同利用の計画が、上で樹てられては掛しに了るのは、本村に限らず全国的現象であるから、根本的にはイエ制度と共同利用の難しさ

の相関関係などを考慮しなければならない。しかし、西浜の場合、隣接純農村の西田舎に比べても際立っている。たとえば、「西浜の人は早起きで、日没前には競って畑仕事を切り上げて帰るのに、西田舎の人は朝おそく畑に出、暗くなって手の勘と足の間隔で種子蒔きをして帰る」と対照的である。農家数は西田舎42戸と西浜よりかなり多いのに、耕耘機、トラクターの台数は同じで、田植機、バインダーは未だ導入していない。このような差異は、筆者には西浜が漁業を行なっていることと関連があるように思われる。インフォーマントのうちには、これよりも、ナカマ間の競争心が原因であると言う人もいる。

- 35) 婚入者に限ったのは、婚出者の場合把握しえない者が多く件数にして婚入者の半分位になってしまうためである。
- 36) 表3とあつぎに限った時の数値のズレは、非あつぎの大多数が他出し村外の者と結婚していることを示す。
- 37) ある年寄り、「昔はえんこ関係からもらった。余った女がよそへ行った」と述べている。

内婚率が高いことは、ムラのイエが姻家関係で結ばれていることを示すが、よく言われるようにその結果、「ムラ中がシンセキになる」と考えるのは必ずしも正しいとは限らない。極端な場合、特定のイエとヨメの交換を代々つづけていけば(双方イトコ婚になる)、その他のイエとはシンセキ関係が全くないということさえありうる。また、ここでもシンセキは一定の代数、ふつう親がイトコどうし(第2イトコ)までのつきあい、それ以上は切れるから、直接の関係では、3~4代のイエ継承者の妻の里と、その間のイエ方女子成員の嫁入先が、現に機能しているシンセキということになり、多くて10戸を超えることはほとんどない。地元の人が「このムラは、みんなえんこ関係」ということを強調するのは、いもづる式に次々と関係をたどった場合を指す(したがって、ある特定のイエを中心とした範囲を示しているのではない)ものか、あるいはムラの結合のあるべき姿(「人類はみなキョウダイ」式の)を表明したものであろう。

- 38) 浅沢(1951:151)によれば、泉靖一教授が、対馬の聖地には、南北の直線上に並べられたものが多いと指摘している。本村でも、聖地ではないが、宝満、天神、金比羅の3社を結ぶ線が南北に走っているのは偶然であろうか。
- 39) 昭和3年ごろ、豆殿にある真言宗金剛院が対馬の88霊場をつくったとき、宗派は異なるが大興寺本堂の横に大日堂を4番様として設けた。とくにご縁日はないが20日、21日いずれかにお参りする。大師信仰はこの地方に強く、本村でも家に像をかざって祀る者もある。
- 40) 部落と部落の間の峠のようなところにあり、登ってきた通行人は杖を供えて下りて行ったため杖が積み重っていて、正月には、しめなわが張られたと伝え

- ている。新道の開通と共にすたれ、現在杖も土と化し、ころがっている1升瓶がわずかに往時の名残りを留めている。なお、鈴木(1972:80)参照。
- 41) 鈴木1972:344。
- 42) おこもりをするのは、春の大祭の前日(3月24日)と、秋は神様が出雲に出かけられる「お出船」の晩(9月24日)および帰って来られる「お入りませ」の晩(10月24日)の3回である。
- 43) この禁忌の範囲は、次第に弛緩する傾向にあると考えられるが、個人差が大きい。神主は、不幸1年、出産は33日参りまでとしており、西浜の人のうちにもこの位の間は気分的に神社には行きにくいという者もいる。盆踊りの奉納が、本来は死者のためのものなのに、新仏があると踊り子から外れるのは、氏神への奉納の際この禁忌にふれるためと考えられる。
- 氏神だけでなく、他の小祠への個人的参拝が廃れてないことは、賽銭や願成就に供えられたのぼりの存在などから知ることができる。
- 44) 神主は、西田舎に住み、北浦、西田舎、西浜3村の神事を代々司っている。ただし、貞享3年(1686)の『對州神社誌』には、同村之巫が勤めるとあり(鈴木1972:344)、江戸時代に交替したものと推測される。
- 45) やはり、西田舎在住だが、神主とは別に依頼する。このみこをミョウブ(命婦)さんと称するインフォーマントもいる。
- 46) 最近では、幼稚園に通っていた子供の場合、友だちが拝みにくるので、仏壇に飾らないわけにゆかなくなったという。
- 47) 対馬のやぶさについては、鈴木(1972:172-201)が詳しく、集団的葬地の跡という事例を認めながら、それだけに留まらず神社・聖地の性格をもつもののあることを指摘している。
- 48) 西田舎の斎藤家の分家とそのコドモウチ4戸も檀家だったが、現在は向こうの寺に属している。
- 49) 積立金は家ごとの累代墓への改葬費用のため、護寺会費は光熱費・水道代などに充てられる。
- 50) 僧侶(7人ぐらい)への謝礼を、その年法事のある家1に対し、ない家0.2の割合で分担支出する。
- 51) これは、寺にとっては収入の機会を減らすことになる。他のムラでは個別にやるところが増えているが、西浜では現在まで続いている。経済的な貧富の差を、こういった信仰面で反映させるべきではないという40代の指導者の意見が支持を得ている。本堂改築のさい位牌棚を作ったが、その割当ても「偶々その時金をもっていただけ、良い位置に広く場所をとるとするのは公平ではない」と、敢えて寄付金も棚の大きさも一律にシクジ引きで場所を決めた。
- 52) ムラの人に何戸ぐらいまわるかを聞くと一般論としては、「ムラ中シンセキ

のようなものだから、ほとんどみなまわる」と答えるが、実際にはある年寄りの場合10戸(ほとんどシンセキ)、40代のつきあいの広い人でも両トナリと同じナカマ、それにえんこ関係のあるイエを中心に24戸であった。

《第二章》

- 1) 西浜の人々が盆踊りについて話すとき必ずといってよいほど「この踊りを続けているから、他村ではたいてい1人や2人見かける不具者がこのムラでは出ないと年寄りが言っている」と付け加える。
- 2) この踊りの起源・沿革についての伝承は、村内では全くないが、殿原山下の斎藤家文書に、享保年間この盆踊りを殿様に供覧したという記載があるという。これが事実とすれば、少なくとも250年前すでに行なわれていたことになる。
- 3) スガタミと発音する人もあり、「姿見」の漢字をあて、新しいメンバーの顔合わせの意で通じるが、マエトウドリ保管のノート『昭和47年盆おどり行事日程』には、稟固めとなっているのでそれに従う。
- 4) 西浜で年齢による長幼の序を示す契機の一つが、目下の者から先に行き目上を待つということである。盆踊りの後の慰労会でも、ほぼ目下の者から集まり準備を了えたところでトウドリヤシンショウが顔を出すという順になっていた。意地の悪い目上になると、権威を示すため極端におくらせることもあり、これが語り草になる。普通の集会などにおいても、年上の者が遅く現われる傾向がある。
- 5) 親父(シンショウ)、つえ親父、しくろ(シユクロウ)親父、若い人者(シンバン)については、後述(59頁以下)参照。
- 6) 万一、練習の途中で病気したり、家で葬式があった場合、前年踊って盆踊りの組をアガッタ(了えた)者が代わる。
- 7) 宿は1年交替で、踊りの宿、ツエの(芝居)宿それぞれ1戸ずつ、家並み順にまわる。仏壇のある12.5畳の大広間ダイドコロの主要な用途のひとつは、この盆踊りの練習のためである。非本戸が参加しなかった(あるいはさせなかった)ひとつの理由は、このような部屋を備える余裕をもたなかったことにも求められる。
- 8) うら若い。
- 9) 今月(6月)と7月の足かけ30日。
- 10) 西浜の踊りは、手の動きはみな同じだが、足の動きが12人ともみな違う。そのため自分で教わったものだけしかできない。他村にムコとして婚出した者が、向こうで西浜の踊りを復元しようとしたが、どうしても仕組み切れなかったという。
- 11) 本文62頁参照。

- 12) かつては、ふだんもシショウは踊り子たちから姓の代りに「オヤジサン」とよばれていた。
- 13) インフォーマントは、個々の条件とくに自分のケースについては明確に認識しているが、全体がひとつのシステムとしてどのように動いているかについては漠然としていて、「盆踊りの組織はととも複雑で簡単に説明しきれものではない」と言う者が多い。これは、別に全体として把握していなくても個々の原則に修正を加えながら運営してゆくことで十分であり、あえて全体をモデル化する必要がないことに由るものであろう。
- 14) 「子見立て」という表現にあるように、村人はトウドリとニバンの関係を、「オヤ」「コ」の関係になぞらえ、前のトウドリから見て新しいニバンは「マゴ」と称される。
見立てるときの条件は、単なる踊りの巧拙よりも「人物本位」であったという。トウドリは、自分でいちおう決め、先輩オヤジにこう決めようと思うがどうだろうと相談する。たいていは「お前の権限だから」と賛成してくれる。
- 15) これには、上記のような村落役員組織との関連からトウドリはあととりがなるべきだというノルムがあったことのほか、二、三男は他出の可能性が高いので当てにならないという理由も加わっていたようである。
- 16) このように、年長者が目下に注意するとき、トウドリなど中間を通して間接に行なうことが多い。
- 17) 身分の高い者に対して。
- 18) 主人に専ら仕える。
- 19) 大人。
- 20) 気の浅い軽はずみな。
- 21) 近在のムラでも盆踊りを行なっていたところが多かったが、終戦後の混乱期に若い者が、「こんなものがあるから辛い目にあわされる」と太鼓をこわして川に流し廃止したりしたため、現在ほとんど残っていない。西田舎では最近同好会形式で復活させた。

引用文献 (I～II章)

- 木原久和ほか 1951 対馬の自然と人文 『人文』1 (特集対馬調査)。
宮本常一 1952 漁業制度改革に関する研究討論 『漁民と対馬』(九学会年報第4集)。
桜田勝徳 1952 漁民の漁業に対する態度に関して 『漁民と対馬』(九学会年報第4集)。
鈴木業三 1972 『対馬の神道』東京、三一書房。
渋谷敬三 1951 対馬の文化 『人文』1。